

重要

申請にあたり、必ずお読みください 【宮城県】

令和7年度 小児慢性特定疾病医療費
医療受給者証更新手続きの御案内

あなたの小児慢性特定疾病医療費医療受給者証は、令和7年9月30日で有効期間が終了します。

引き続き交付を希望される場合は、更新手続き(申請書類の提出)が必要です。

更新申請受付期間

①郵送申請の場合 … 令和7年7月11日(金) 消印分 まで

②会場申請の場合 … 令和7年7月31日(木) 受付分 まで

③添付書類の一部省略に関する確認書(様式集⑦)を提出して
申請する場合 … 令和7年7月11日(金) 消印・受付分 まで

※ 提出方法の詳細は、別冊の「保健所別の申請方法」を確認してください。

※ 更新手続きについては、可能な限り 郵送申請 に御協力ください。

※ ①～③の期間経過後も、令和7年9月30日までは随時申請を受け付けています。

受給者証の発行時期(審査で承認された場合)

上記①～③の日付までに申請書類を提出した場合 … 令和7年9月末

上記①～③の日付の翌日から令和7年9月30日
(火)までに申請書類を提出した場合 … 令和7年11月末以降

【御注意ください】

上記①～③の日付までに提出された場合でも、次の場合は、受給者証の発行が令和7年11月末以降になります。

- ・ 申請書類に不備があるとき
- ・ 医療意見書の内容について医療機関への確認が必要になったとき

※記入はボールペン、万年筆等をお願いします。「消せるボールペン」(フリクション等)は使用しないでください。

目 次

冊子	ページ	見出し名
本冊	P.3	1 更新申請の手続きと審査
	P.5	2 必要書類
	P.6	(1) 患者が『被用者保険』に加入している場合
	P.7	(2) 患者が『国民健康保険』に加入している場合
	P.8	(3) 患者が『国民健康保険組合』に加入している場合
	P.9	(4) 患者が『生活保護受給者』の場合
	P.10	3 申請書等の書き方
	P.13	4 重症患者認定申請
	P.15	5 人工呼吸器等装着者の特例
	P.16	6 高額かつ長期の特例
	P.17	7 世帯按分の特例
	P.18	8 通院介護費用交付事業のお知らせ
	P.18	9 よくある問合せ等について
	P.19	10 令和7年度の市町村民税額等がわかる証明書の名称等
P.20 ~	各種申請書の記載例	
別冊	保健所別の申請方法について	
様式集(各種申請書様式集・必要書類チェックシート)		

1 更新申請の手続きと審査

(1) 更新申請の手続き

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証は、1年ごとに更新が必要です(宮城県では、10月1日を基準に更新を行います。)

この封筒の中身を確認し、次のとおり手続きをしてください。

① 医療意見書の準備

現在認定されている疾病の医療意見書(様式)を同封していますので、お早めに主治医(小慢指定医)に記載を依頼してください。

② 更新申請書と添付書類の準備

本冊5ページの説明をお読みいただき、6ページ～9ページのうち、該当する保険証種別のページを確認しながら、必要書類を御準備ください。

③ 申請書類一式の提出

- ・ お住まいの地域を管轄する保健所に提出してください。
※郵送で提出する場合は、書類を折らずにお送りください。
※各保健所の提出方法と申請受付期間の詳細については、別冊の「保健所別の申請方法」を確認してください。

(2) 更新申請の審査

提出いただいた医療意見書と申請書類一式は、次のとおり審査します。

① 医療意見書の審査について

医療意見書の記載が、「国の定める基準を満たしているか」を審査します。

前回から症状の程度が変わり、国の定める基準を満たさなくなった場合は、不認定となります。不認定となった場合も、症状の程度が変わった場合や、疾病の診断が変わった場合等は、再度「新規申請」を行うことができますので、主治医に御相談ください(ただし、18歳に到達した後は、原則新規申請をすることはできません)。

② 申請書類の審査について

提出いただいた申請書や(非)課税証明書、自己負担上限月額管理票の写しに基づき、自己負担上限月額や「高額かつ長期」等の軽減申請について審査します。そのため、今年の課税額や軽減申請の有無によっては、前回より自己負担上限月額が上がる場合があります。

【参考】

各階層区分における自己負担上限月額、次のとおりです。

階層区分	自己負担上限月額		
	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等
上位所得(D)	15,000円	10,000円	500円
一般所得Ⅱ(C2)	10,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ(C1)	5,000円	2,500円	
低所得Ⅱ(B2)	2,500円	2,500円	
低所得Ⅰ(B1)	1,250円	1,250円	
生活保護(A)	0円		

※ 階層区分が「低所得Ⅱ(B2)」、「低所得Ⅰ(B1)」、「生活保護(A)」の方については、高額かつ長期の要件に該当する場合でも、自己負担上限月額は変わりません。

世帯按分に該当する場合、申請することで自己負担上限月額がさらに減額される場合があります(詳細については、本冊17ページを確認してください。)

現在、軽減申請が承認されている場合は、受給者証の自己負担上限月額の後ろに、次のとおり印字されています。今回の更新申請時の参考に、御確認ください。

- ・「高額かつ長期」に該当 … 「高」
- ・「人工呼吸器等」に該当 … 「呼」
- ・「世帯按分」に該当 … 「按」

↓【受給者証への表示例】

小児慢性特定疾病医療費医療受給者証		(みどり色)
受診者住所・氏名 〇〇市〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇	公費負担者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日	受給者番号	〇〇〇〇〇〇〇
性別 〇	保険者	〇〇〇〇
自己負担上限額 月額〇〇〇〇〇〇円 (〇〇:★)	「高額かつ長期」等の軽減申請が承認された場合は、★の箇所に「高」「呼」「按」と表示	
疾病名 〇〇		

2 必要書類

- 患者が加入している保険証の種類によって、手続きに必要な書類が異なります。患者が加入している保険証種別のページを確認して、書類を御準備ください。
- 各書類のコピーは全てA4サイズ用紙に片面コピーして提出してください(元のサイズに合わせた切り取りは不要です。)

P.6	(1)患者が『被用者保険』に加入している場合
P.7	(2)患者が『国民健康保険』に加入している場合
P.8	(3)患者が『国民健康保険組合』に加入している場合
P.9	(4)患者が『生活保護受給者』の場合

- 申請書の記載例や必要書類の補足は、本冊10ページ以降の「3 申請書等の書き方」や13ページから17ページまでの各特例ページ、20ページ以降の記載例で説明していますので、あわせて確認してください。

【参考1】保険証の内容に変更がある場合

- 「現在の保険証」と「現在の受給者証に記載されている保険証情報」が異なる場合、更新申請書2(1)で「あり」に○をし、「変更後の保険証情報」の記入欄に新しい保険証の情報を記入することで、更新と同時に保険変更の手続きを行うことができます。
- 更新後の受給者証とは別に、保険変更の内容を書き換えた令和7年9月30日までの受給者証の発行を希望する場合は、更新申請書2(2)で「はい」に○をしてください。
- この保険変更の内容を書き換えた令和7年9月30日までの受給者証の発行時期は、令和7年10月末以降となりますので、直近で受診予定があるなど、保険変更の内容を書き換えた受給者証をお急ぎで医療機関に提示する必要がある場合は、下記①、②のどちらかの方法で御提出ください。受付時にあわせてお手持ちの受給者証を窓口で修正します。
 - ① 更新申請とは別に、保健所窓口で随時受付している『保険変更届出』を提出する。
 - ② 更新申請書を『会場申請』で提出する(※会場申請を実施する保健所に限ります。)

【参考2】市町村民税の課税・非課税を確認する方法

- 各市町村によって様式が異なりますが、多くの場合、下の例のように県民税と並んで記載されています。
- 市町村民税の「所得割」と「均等割」のどちらかでも1円以上の場合は「課税」、どちらも「0円」の場合は「非課税」となります。

(例)		市(町村)民税	県民税
	所得割	72,000円	48,000円
	均等割	3,500円	2,700円

(1) 患者が『被用者保険』に加入している場合

例) 全国健康保険協会〇〇支部、船員保険、〇〇健康保険組合、〇〇共済組合など

1 提出が必要な書類（「注意事項」欄も必ずお読みください。）

チェック	書類名	注意事項
<input type="checkbox"/>	(1) 支給認定申請書(更新用)様式集①	本冊20ページの記載例を参考に記入してください。
<input type="checkbox"/>	(2) 世帯調書 様式集②	(4)の対象者について、記入してください。
<input type="checkbox"/>	(3) 患者の世帯全員が記載された住民票(住民票謄本) ※ 世帯全員の続柄及びマイナンバーが記載されているもの	マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合は、マイナンバー証明書類(マイナンバーカード写し又はマイナンバー通知書写し等)の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	(4) 保険証のコピー ※「資格確認書」、「資格情報のお知らせの写し」、「ダウンロードしたマイナポータルの資格情報の写し」でも可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が被保険者の場合 … 患者分のみ ・ 患者が被扶養者の場合 … 患者と被保険者の分 ◎ 令和7年7月11日までに申請する場合、『確認書』(様式集⑦)を提出することにより省略可(条件あり)
<input type="checkbox"/>	(5) 令和7年度の市町村民税額がわかる証明書(合計所得金額等の記載があるもの) ※ 証明書の名称は、本冊19ページ参照	【対象者】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が被保険者の場合 … 患者分のみ ・ 患者が被扶養者の場合 … 患者と被保険者の分 ※ 被保険者が課税の場合、被扶養者分は提出不要です。 ※ 対象者のうち、16歳未満の方は提出不要です。 ◎ 令和7年7月11日までに申請する場合、『確認書』(様式集⑦)等を提出することにより省略可(条件あり) ただし、被保険者が市町村民税非課税の場合は省略不可
<input type="checkbox"/>	(6) 自己負担上限月額管理票のコピー ※ 本冊10ページ、16ページ参照	令和6年8月～令和7年7月分のうち、「医療費総額(10割分)」欄の合計額が ○ 50,001円以上の月が6か月分(高額かつ長期)ありましたら、添付してください。
<input type="checkbox"/>	(7) 現在の小児慢性受給者証のコピー	宮城県知事印が押されている左側のページを、A4サイズ用の紙にコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(8) 医療意見書 及び 療育指導連絡票	療育指導連絡票を同時に依頼することで、医療意見書の文書料を保険診療にすることができます。

2 該当する場合のみ、必要な書類

チェック	【該当例】と必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	【(4) 保険証のコピー、(5) 市町村民税額がわかる証明書の省略を希望する場合】 ・ 添付書類の一部省略に関する確認書 様式集⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年7月11日までに申請する場合に限りです。 ・ 後日、書類の追加提出を求める場合があります。 ※ 7月12日以降でも省略の申請を受付しますが、その場合、受給者証の発行が11月末以降になります。
<input type="checkbox"/>	【世帯按分に該当する場合】 ・ 対象者の受給者証のコピー	対象者とは、「保険証の記号番号が同じ」で、指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を持っている方です。
<input type="checkbox"/>	【会場で代理申請する場合】 ・ 代理人の顔写真付き本人確認書類いずれか1点(または代理人の公的証明書類2点)	顔写真付き本人確認書類の例: マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等
<input type="checkbox"/>	【マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合】 ・ (4)の対象者全員分のマイナンバーカードのコピー(個人番号が記載されている面)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が18歳未満の場合は、保護者の分のマイナンバーカードのコピーも必要です。 ・ マイナンバー通知カードは、記載されている住所、氏名が現在と変更がない場合のみ使用できます。 ・ 個人番号通知書は確認書類として使用できません。
<input type="checkbox"/>	【本冊11ページの(1)または(2)に該当する場合】 ・ 非課税収入申告書と、該当する給付金等の令和6年1月～12月分の収入額の証拠書類(公的機関発行書類のコピー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金等の収入額の証拠書類に、通帳のコピーは使用できません。紛失した場合は支給元にお問い合わせください。

(2) 患者が『国民健康保険』に加入している場合

例)〇〇市(町・村)国民健康保険

1 提出が必要な書類 (「注意事項」欄も必ずお読みください。)

チェック	書類名	注意事項
<input type="checkbox"/>	(1)支給認定申請書(更新用)様式集①	本冊20ページの記載例を参考に記入してください。
<input type="checkbox"/>	(2)世帯調書 様式集②	(4)の対象者について、記入してください。
<input type="checkbox"/>	(3)患者の世帯全員が記載された 住民票(住民票謄本) ※ 世帯全員の続柄及びマイナンバーが 記載されているもの	マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合は、マイナンバー証明書類(マイナンバーカード写し又はマイナンバー通知書写し等)の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	(4)保険証のコピー ※「資格確認書」、「資格情報のお知らせの写し」、「ダウンロードしたマイナポータル の資格情報の写し」でも可	患者と同じ記号番号の方全員の分 ◎ 令和7年7月11日までに申請する場合、『確認書』(様式集⑦)を提出することにより省略可(条件あり)
<input type="checkbox"/>	(5)令和7年度の市町村民税額がわかる 証明書(合計所得金額等の記載があるもの) ※ 証明書の名称は、本冊19ページ参照	(4)の対象者全員の分 ※ 対象者のうち、16歳未満の方は提出不要です。 ※ 患者が国民健康保険加入者で、保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合、その保護者分の証明書も必要です。 ◎ 令和7年7月11日までに申請する場合、『確認書』(様式集⑦)を提出することにより省略可(条件あり)
<input type="checkbox"/>	(6)自己負担上限月額管理票のコピー ※ 本冊10ページ、16ページ参照	令和6年8月～令和7年7月分のうち、「医療費総額(10割分)」欄の合計額が ○ 50,001円以上の月が6か月分(高額かつ長期)ありましたら、添付してください。
<input type="checkbox"/>	(7)現在の小児慢性受給者証のコピー	宮城県知事印が押されている左側のページを、A4サイズ の用紙にコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(8)医療意見書 及び 療育指導連絡票	療育指導連絡票を同時に依頼することで、医療意見書の 文書料を保険診療にすることができます。

2 該当する場合のみ、必要な書類

チェック	【該当例】と必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	【(4)保険証のコピー、(5)市町村民税額がわかる 証明書の省略を希望する場合】 ・添付書類の一部省略に関する確認書 様式集⑦	・令和7年7月11日までに申請する場合に限ります。 ・後日、書類の追加提出を求める場合があります。 ※7月12日以降でも省略の申請を受付しますが、その場合、受給者証の発行が11月末以降になります。
<input type="checkbox"/>	【世帯按分に該当する場合】 ・対象者の受給者証のコピー	対象者とは、「保険証の記号番号が同じ」で、指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を持っている方です。
<input type="checkbox"/>	【会場で代理申請する場合】 ・代理人の顔写真付き本人確認書類いずれか1点(または代理人の公的証明書類2点)	顔写真付き本人確認書類の例: マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等
<input type="checkbox"/>	【マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合】 ・(4)の対象者全員分のマイナンバーカードのコピー(個人番号が記載されている面)	・患者が18歳未満の場合は、保護者の分のマイナンバーカードのコピーも必要です。 ・マイナンバー通知カードは、記載されている住所、氏名が現在と変更がない場合のみ使用できます。 ・個人番号通知書は確認書類として使用できません。
<input type="checkbox"/>	【本冊11ページの(1)または(2)に該当する場合】 ・非課税収入申告書と、該当する給付金等の令和6年1月～12月分の収入額の証拠書類(公的機関発行書類のコピー)	・給付金等の収入額の証拠書類に、通帳のコピーは使用できません。紛失した場合は支給元にお問い合わせください。

(3) 患者が『国民健康保険組合』に加入している場合

例) 宮城県医師国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合、宮城県建設業国民健康保険組合など

1 提出が必要な書類（「注意事項」欄も必ずお読みください。）

チェック	書類名	注意事項
<input type="checkbox"/>	(1) 支給認定申請書(更新用)様式集①	本冊20ページの記載例を参考に記入してください。
<input type="checkbox"/>	(2) 世帯調書 様式集②	(4)の対象者について、記入してください。
<input type="checkbox"/>	(3) 患者の世帯全員が記載された住民票(住民票謄本) ※ 世帯全員の続柄及びマイナンバーが記載されているもの	マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合は、マイナンバー証明書類(マイナンバーカード写し又はマイナンバー通知書写し等)の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	(4) 保険証のコピー ※「資格確認書」、「資格情報のお知らせの写し」、「ダウンロードしたマイナポータルの資格情報の写し」でも可	患者と同じ記号番号の方全員の分 ◎ 令和7年7月11日までに申請する場合、『確認書』(様式集⑦)を提出することにより省略可(条件あり)
<input type="checkbox"/>	(5) 令和7年度の市町村民税額がわかる証明書(合計所得金額等の記載があるもの) ※ 証明書の名称は、本冊19ページ参照	(4)の対象者全員の分 ※ 対象者のうち、16歳未満の方は提出不要です。 ※ 患者が国民健康保険加入者で、保護者が後期高齢者医療制度に加入の場合、その保護者分の証明書も必要です。 ◎ 令和7年7月11日までに申請する場合、『確認書』(様式集⑦)等を提出することにより省略可(条件あり)
<input type="checkbox"/>	(6) 自己負担上限月額管理票のコピー ※ 本冊10ページ、16ページ参照	令和6年8月～令和7年7月分のうち、「医療費総額(10割分)」欄の合計額が ○ 50,001円以上の月が6か月分(高額かつ長期)ありましたら、添付してください。
<input type="checkbox"/>	(7) 現在の小児慢性受給者証のコピー	宮城県知事印が押されている左側のページを、A4サイズ用の紙にコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(8) 医療意見書 及び 療育指導連絡票	療育指導連絡票を同時に依頼することで、医療意見書の文書料を保険診療にすることができます。

2 該当する場合のみ、必要な書類

チェック	【該当例】と必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	【(4)保険証のコピー、(5)市町村民税額がわかる証明書の省略を希望する場合】 ・添付書類の一部省略に関する確認書 様式集⑦	・令和7年7月11日までに申請する場合に限ります。 ・後日、書類の追加提出を求める場合があります。 ※7月12日以降でも省略の申請を受付しますが、その場合、受給者証の発行が11月末以降になります。
<input type="checkbox"/>	【宮城県建設業国民健康保険組合の場合】 ・無収入申告書(様式集⑤)	患者と同じ記号番号の保険証を持つ16歳未満の方がいる場合のみ
<input type="checkbox"/>	【世帯按分に該当する場合】 ・対象者の受給者証のコピー	対象者とは、「保険証の記号番号が同じ」で、指定難病または小児慢性特定疾病の受給者証を持っている方です。
<input type="checkbox"/>	【会場で代理申請する場合】 ・代理人の顔写真付き本人確認書類いずれか1点(または代理人の公的証明書類2点)	顔写真付き本人確認書類の例: マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等
<input type="checkbox"/>	【マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合】 ・(4)の対象者全員分のマイナンバーカードのコピー(個人番号が記載されている面)	・患者が18歳未満の場合は、保護者の分のマイナンバーカードのコピーも必要です。 ・マイナンバー通知カードは、記載されている住所、氏名が現在と変更がない場合のみ使用できます。 ・個人番号通知書は確認書類として使用できません。
<input type="checkbox"/>	【本冊11ページの(1)または(2)に該当する場合】 ・非課税収入申告書と、該当する給付金等の令和6年1月～12月分の収入額の証拠書類(公的機関発行書類のコピー)	・給付金等の収入額の証拠書類に、通帳のコピーは使用できません。紛失した場合は支給元にお問い合わせください。

(4) 患者が『生活保護受給者』の場合

1 提出が必要な書類（「注意事項」欄も必ずお読みください。）

チェック	書類名	注意事項
<input type="checkbox"/>	(1)支給認定申請書(更新用)様式集①	本冊20ページの記載例を参考に記入してください。
<input type="checkbox"/>	(2)世帯調書 様式集②	患者について、記載してください。
<input type="checkbox"/>	(3)患者の世帯全員が記載された住民票(住民票謄本) ※ 世帯全員の続柄及びマイナンバーが記載されているもの	マイナンバーの記載がない住民票を提出する場合は、マイナンバー証明書類(マイナンバーカード写し又はマイナンバー通知書写し等)の提出が必要になります。
<input type="checkbox"/>	(4)生活保護受給証のコピー	
<input type="checkbox"/>	(5)自己負担上限月額管理票のコピー ※ 本冊 10 ページ、16 ページ参照	令和6年8月～令和7年7月分のうち、「医療費総額(10割分)」欄の合計額が ○ 50,001 円以上の月が6か月分(高額かつ長期)ありましたら、添付してください。
<input type="checkbox"/>	(6)現在の小児慢性受給者証のコピー	宮城県知事印が押されている左側のページを、A4サイズ用の紙にコピーしてください。
<input type="checkbox"/>	(7)医療意見書 及び 療育指導連絡票	療育指導連絡票を同時に依頼することで、医療意見書の文書料を保険診療にすることができます。

2 該当する場合のみ、必要な書類

チェック	【該当例】と必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	【被用者保険に加入している場合】 ・ 令和7年度の市町村民税額がわかる証明書 ※ 証明書の名称は、本冊 19 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険とは、全国健康保険協会〇〇支部、船員保険、〇〇健康保険組合、〇〇共済組合などです。 被保険者が非課税の場合のみ、被保険者分が必要です。 該当する場合は、生活保護担当に御相談ください。
<input type="checkbox"/>	【国民健康保険組合に加入している場合】 ・ 令和7年度の市町村民税額がわかる証明書 ※ 証明書の名称は、本冊 19 ページ参照	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険組合とは、宮城県〇〇国民健康保険組合などです。 加入組合員全員分の証明書が必要です。 ※ 16歳未満の方の分に限り、提出不要です。 ※ 患者が「宮城県建設業国民健康保険組合」に加入しており、患者と同じ記号番号の保険証を持つ16歳未満の方がいる場合のみ「無収入証明書」も提出してください。 該当する場合は、生活保護担当に御相談ください。
<input type="checkbox"/>	【会場で代理申請する場合】 ・ 代理人の顔写真付き本人確認書類いずれか1点(または代理人の公的証明書類2点)	顔写真付き本人確認書類の例： マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等
<input type="checkbox"/>	【マイナンバーが省略された住民票の場合】 ・ 患者のマイナンバーカードのコピー (個人番号が記載されている面)	<ul style="list-style-type: none"> 患者が18歳未満の場合は保護者分のマイナンバーカードのコピーも必要です。 マイナンバー通知カードは、記載されている住所・氏名が現在と変更がない場合のみ使用できます。 個人番号通知書は確認書類として使用できません。

3 申請書等の書き方

(1) 更新申請書 **様式集①**

- 本冊20ページの記載例を参考に、太枠内及び「あり(はい)」か「なし(いいえ)」を全て記載してください。
- 「軽減申請」の案内を13ページ～17ページ(7世帯按分の特例まで)に記載しています。該当する場合は、忘れずに必要書類を添付してください。
- 「軽減申請」は、自動更新されません。更新のたびに申請が必要となります。
- 「軽減申請」は、後日、変更申請として手続きすることもできます(高額かつ長期については該当ページを御参照ください)。ただし、認定となった際の適用開始日は、保健所での申請受理日の翌月1日からとなります。

【例】自己負担上限月額管理票の添付について

管理票の月	管理票の「総医療費」欄の合計額	高額かつ長期の該当
令和6年8月	29,000円	×
令和6年9月	35,000円	×
令和6年10月	60,800円	○
令和6年11月	通院等なし(記載なし)	×
令和6年12月	55,000円	○
令和7年1月	30,100円	×
令和7年2月	56,800円	○
令和7年3月	80,000円	○
令和7年4月	126,000円	○
令和7年5月	34,000円	×
令和7年6月	通院等なし(記載なし)	×
令和7年7月	78,200円	○

この場合、

- ① 令和6年10月
- ② 令和6年12月
- ③ 令和7年2月
- ④ 令和7年3月
- ⑤ 令和7年4月
- ⑥ 令和7年7月

の6か月分を添付することで、

「高額かつ長期」
(50,001円以上6回)

の申請ができます。

※ オンライン診療を受けた等により、自己負担上限月額管理票に未記載の医療費がある場合は、診療を受けた医療機関に相談し、追記を依頼してください。

(2) 世帯調書 **様式集②、③**

- 本冊22ページの記載例を参考に、保険証のコピーが必要な方全員について、太枠内に記載してください。

※『確認書』(様式集⑦)により保険証のコピーを省略する方の分も全員記載が必要。

(3) 非課税収入申告書 様式集④

この申告書は、下記(1)又は(2)に該当する場合に提出してください。

(1)	①「令和7年度の市町村民税額がわかる証明書」を提出した方全ての「市町村民税」が非課税 及び、 ② 患者(患者が18歳未満の場合は、保護者)の税収入(公的年金等収入額+合計所得金額(公的年金にかかる雑所得を除く)※)の合計が、 80万9千円以下 の両方に該当する場合
-----	--

※ 給与所得がある場合の「合計所得金額(公的年金にかかる雑所得を除く)」は、「合計所得金額(公的年金にかかる雑所得を除く)」から「10万円(給与所得の額が10万円未満の場合は、その額)」を差し引いた額となります。

(2)	『添付書類の一部省略に関する確認書』(様式集⑦)を提出して、「令和7年度の市町村民税額がわかる証明書」の添付省略を希望する場合
-----	---

○ 上記(1)又は(2)に該当するときは、次ページの【参考】提出の対象となる非課税収入の一覧に記載している給付金等について、受給しているか確認し、次のとおり記載してください。

■【参考】欄に記載されている給付金等を受給している場合

- ① 「厚生労働省令に定める給付金等による非課税収入(受けているものを○で囲んでください。)」欄の「有」と、対象の給付金等に○をしてください。
- ② 「収入額」欄に、令和6年1月～令和6年12月の間に受給した給付金等の合計受給額を記載してください。
※ 受給した月は、「振込や支給を受けた月日が属する月」で考えます。
(例)1～2月分を3月に銀行振込で受給した場合、この給付金等は3月分として考えます。
- ③ 令和6年1月～令和6年12月の受給額が分かる公的機関が発行した証拠書類(年金振込通知書など)のコピーを添付してください(※通帳のコピーは使用できません。)

○ 公的機関が発行した証拠書類を紛失した場合

- ・国民年金や厚生年金については、最寄りの年金事務所で「支払記録照会」、「受給権者支払記録回答票」等の年金受給額が分かる書類の交付を受けてください。必要書類は最寄りの年金事務所にお問い合わせください。
- ・共済年金等については、年金等支給元にお問い合わせください。
- ・障害給付、特別児童扶養手当等については、手当等の支給元にお問い合わせください。

公的機関が発行した証明書類のコピーが添付できない場合、審査することができません。

公的機関が発行した証明書類のコピーの全部または一部を添付せずに申請をする場合は、非課税収入申告書の下部の「低所得Ⅱ(B2)認定同意欄」で必ず同意してください。

■【参考】欄に記載されている給付金等を受給していない場合

「厚生労働省令に定める給付金等による非課税収入(受けているものを○で囲んでください。)」欄の「無」に○をしてください。

【参考】提出の対象となる非課税収入の一覧

この一覧表に掲載されている年金等を受給していない場合は、公的機関が発行した証明書類のコピーは不要です。

例)「児童手当(0歳から15歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある児童に給付される手当)」、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」は、「非課税収入申告書」の申告対象にはなりません。

区分	給付に関する法令	非課税収入申告の対象となる給付の名称	非課税収入申告書の番号
障害年金、遺族年金、寡婦年金、関係	国民年金法	障害基礎年金	①
		遺族基礎年金	②
		寡婦年金	③
		法改正前の障害年金	④
	厚生年金保険法	障害厚生年金	⑤
		障害手当金	⑥
		遺族厚生年金	⑦
		法改正前の障害年金	④
	船員保険法	障害年金	④
		障害手当金	⑥
		法改正前の障害年金	④
	国家公務員共済組合法	障害共済年金	⑨
		障害一時金	⑧
		遺族共済年金	⑩
		法改正前の障害年金	④
	地方公務員等共済組合法	障害共済年金	⑨
		障害一時金	⑧
		遺族共済年金	⑩
		法改正前の障害年金	④
	私立学校教職員共済法	障害共済年金	⑨
障害一時金		⑧	
遺族共済年金		⑩	
法改正前の障害年金		④	
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金及び同条第六項に規定する移行農林年金	障害共済年金	⑨	
	障害年金	④	
	特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの	⑪	
特定障害者に対する特定障害給付金の支給に関する法律	特別障害給付金	⑫	
労働災害補償関係	労働者災害補償保険法	障害補償給付	⑬
		障害給付	⑬
	国家公務員災害補償法	障害補償	⑭
	地方公務員災害補償法	障害補償	⑭
障害を支給事由とする補償		⑭	
児童等の障害手当関係	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当	⑮
		障害児福祉手当	⑯
		特別障害者手当	⑰
		福祉手当	⑱

4 重症患者認定申請

(1) 重症患者認定とは

小児慢性特定疾病受給者として認定されている方で、一般所得Ⅰ(C1)・一般所得Ⅱ(C2)・上位所得(D)のいずれかで認定され、かつ国で定める重症患者認定基準に該当する場合、申請により自己負担上限月額を軽減する特例です。

(2) 対象者及び国で定める認定基準

医学的審査により、次の①または②に該当すると認められる場合。

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る)と認められる場合

対象部位	症状の状態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの(視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの)
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの)
上肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したもの)
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの)
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの)
下肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの(両下肢の用を全く廃したもの)
	両下肢を足関節以上で欠くもの
体幹・脊柱	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの)
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪性新生物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD(持続携帯腹膜透析)を含む。)を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨系統疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの

(3) 重症患者認定に該当した場合の自己負担上限月額額の軽減

階層区分	一般	重症者認定、 高額かつ長期	人工呼吸器等 装着者
一般所得Ⅰ	5,000円	2,500円	500円
一般所得Ⅱ	10,000円	5,000円	
上位所得	15,000円	10,000円	

・ 低所得Ⅰ（B1）
・ 低所得Ⅱ（B2）
・ 生活保護（A）
・ 人工呼吸器装着者（呼）
・ 高額かつ長期（高）
で既に認定されている場合は、この特例が認定されても金額に変更はありません。

(4) 提出書類

患者又は保護者が記載した「重症患者認定申請書」と、次の書類のいずれか1点を提出してください。

①重症認定について記載された医療意見書

②身体障害者手帳（1級または2級）の写し

※小児慢性特定疾病で認定されている疾病名に起因するものに限りません。

③障害年金証書の写し

※小児慢性特定疾病で認定されている疾病名に起因するものに限りません。

(5) 留意事項

「重症患者認定申請書」と添付書類で審査を行いますので、重症患者に該当するかは主治医（小児慢性指定医）に相談してください。

また、申請書（様式集①）の「4 軽減申請の確認」の該当欄に○を記入してください。

5 人工呼吸器等装着者の特例

(1)「人工呼吸器等装着者」とは

人工呼吸器(在宅酸素療法は除きます)等を装着している場合で、医療意見書の「人工呼吸器に関する事項」等の記載が国で定める認定基準を満たしている場合、申請により自己負担上限月額を軽減する特例です。

(2)対象者

- ① 小児慢性特定疾病に起因して人工呼吸器(在宅酸素療法は除きます)を装着している場合
- ② 小児慢性特定疾病に起因して体外式補助人工心臓を装着している場合

(3)国で定める認定基準

○ 人工呼吸器装着者

「人工呼吸器に関する事項」の①～⑤の全てを満たすこと。

- | |
|---|
| ① 使用の有無 : 「1.あり」 |
| ② 離脱の見込み : 「2.なし」 |
| ③ 種類 : 「1.気管切開孔を介した人工呼吸器」または「2.鼻マスク又は顔マスクを介した人工呼吸器」 |
| ④ 施行状況 : 「3.一日中施行」 |
| ⑤ 生活状況 : 全ての項目において「部分介助」又は「全介助」 |

○ 体外式補助人工心臓装着者

以下の①または②を満たすこと。

- | |
|------------------------------------|
| ① 「体外式補助人工心臓に関する事項」の使用の有無 : 「1.あり」 |
| ② 「治療その他」の補助循環の欄 : 「1.あり」かつ「2.体外式」 |

(4)人工呼吸器等装着者に該当した場合の自己負担上限月額の軽減

階層区分にかかわらず、自己負担上限月額が 500 円で認定されます。

(5)提出書類

医師が記載した「人工呼吸器等装着者証明書」を提出してください。

(6)留意事項

「人工呼吸器等装着者証明書」で審査を行いますので、人工呼吸器等装着者に該当するかは医師と御相談ください。

また、申請書(様式集①)の「③軽減申請の確認」の該当欄に○を記入してください。

6 高額かつ長期の特例

(1)「高額かつ長期」とは

小児慢性医療受給者として認定されている方で、自己負担上限月額が一般所得Ⅰ(C1)・一般所得Ⅱ(C2)・上位所得(D)のいずれかで認定され、かつ、国で定める認定基準に該当する場合、申請により自己負担上限月額を軽減する特例です。

(2)対象者及び国で定める認定基準

更新申請を行う月を含めた過去12か月のうち、小児慢性特定疾病に係る医療費総額(10割分)が50,001円以上の月が6回以上ある場合

※ この特例申請は、小児慢性医療受給者として認定されていた方等を除き、原則受給者証の新規申請から6か月(申請をした月を含む)を経過しないと申請することができません。

例)新規認定開始日が令和7年3月中の方 ⇒ 令和7年7月31日(5か月目)まではこの特例に該当しません。

(3)高額かつ長期に該当した場合の自己負担上限月額の軽減

階層区分	一般	高額かつ長期	人工呼吸器等装着者
一般所得Ⅰ	5,000円	2,500円	500円
一般所得Ⅱ	10,000円	5,000円	
上位所得	15,000円	10,000円	

・低所得Ⅰ(B1)
・低所得Ⅱ(B2)
・生活保護(A)
・人工呼吸器等装着者(呼)で認定される場合は、この特例が認定されても金額に変更はありません。

(4)「高額かつ長期」該当の確認方法

① 対象期間分の自己負担上限月額管理票を御用意ください。

② 「更新申請を行う月を含めた12か月分」の範囲を確認します。

※ 7月までに提出する更新申請については、令和6年8月～令和7年7月分を確認してください。8月以降に提出する場合は、下図が右にずれていきます。



③ 医療費総額(10割分)欄の金額を合計します。

令和7(2025)年1月分 小児慢性特定疾病医療費自己負担上限月額管理票

No	受診日	医療機関の名称	医療費総額(10割分)	自己負担額	累積自己負担額
1	1月5日	〇〇クリニック	30,000円	6,000円	6,000円
2	1月12日	△△薬局	30,000円	6,000円	12,000円

この場合、1か月の合計が60,000円であり50,001円以上あるため、1回と数えます

④ 対象期間のうち、③の合計額が50,001円以上かかった月が6回以上あるか確認してください。該当する場合は高額かつ長期の申請ができます。

(5)提出書類

証明書類として、該当月の自己負担上限月額管理票のコピー(6回分)を提出してください。

また、申請書(様式集①)の「4 軽減申請の確認」の該当欄に○を記入してください。

※更新時に高額かつ長期が該当しない場合でも、後に該当する場合は変更申請として手続きすることができます。その場合は、申請する月を含めた過去12ヶ月のうちの医療費が対象となります。

7 世帯按分の特例

(1)「世帯按分」とは

世帯内に指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者証を持つ方が複数いる場合、申請により、それぞれの自己負担上限月額の割合に応じ、自己負担上限月額を軽減する特例です。

(2)対象者(①または②に該当する場合)

- ① 患者と同じ医療保険加入者が指定難病や小児慢性特定疾病の受給者証をお持ちの場合。

保険証の種類	対象者の条件
国民健康保険 国民健康保険組合	保険証の記号番号(枝番を除く)が同じ方
被用者保険	保険証の記号番号(枝番を除く)が同じ方 ※ 被用者保険の場合、被保険者と被扶養者は対象となりますが、それぞれ被保険者の場合は記号番号が異なるため、按分の対象外となります。

- ② 患者が、小児慢性特定疾病の認定疾病以外で指定難病の認定を受けている場合。

(3)世帯按分に該当した場合の自己負担上限月額の軽減

按分対象者の自己負担上限月額のうち、最も高額な自己負担上限月額を世帯の上限額として、対象者の自己負担上限月額を比率により軽減します。

(4)提出書類

対象となる患者全員の受給者証のコピーを添付してください。また、申請書(様式集①)の「4 軽減申請の確認」の該当欄に○を記入してください。

(5)留意事項

按分相手が審査保留や不承認になった場合、承認された方の分については、先に自己負担上限月額が按分されていない金額の受給者証を交付します。

8 通院介護費用交付事業のお知らせ

- 小児慢性特定疾病等の認定を受けている20歳未満の方で通院に介護が必要と認められる要件を満たす方に、通院介護費用の助成を行っています。
- 制度を利用できる方は、小児慢性特定疾病等の医療費助成制度の受給者に認定されており、かつ、下記の①～③のうち、どれか1つ以上に該当する方です。

①13歳未満の方

②13歳以上20歳未満の方で、身体障害者手帳の1級または2級を所持している方

③13歳以上20歳未満の方で、通院に介護が必要である旨の医師意見が示された方

- 通院介護費用の認定は、「小児慢性特定疾病」の認定後に行いますので、「小児慢性特定疾病」の受給者証がお手元に届いてから1～2か月程度お待ちください。
- 通院介護費用が認定された場合は、各保健所から「小児慢性特定疾病等治療通院介護費用受給者認定通知書」と「通院介護費用交付申請書(通院カレンダー)」を送付します。
- その他手続きの詳細については、お住まいの住所を管轄する各保健所にお問い合わせください。

※ 既に制度を利用している方は、更新手続きが必要です。

9 よくある問合せ等について

- 令和7年度の更新手続きに関するよくある問合せ等を、疾病・感染症対策課のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

■ 令和7年度の小児慢性特定疾病医療費医療受給者証及び小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の更新申請について

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/kousin.html>



10 令和7年度の市町村民税額等がわかる証明書の名称等

- 令和7年1月1日時点で住所のあった市町村で取得可能です。宮城県内(仙台市を除く)の各市町村が発行する証明書の名称は、下表のとおりです。
- 御提出いただく「令和7年度の市町村民税額がわかる証明書(合計所得金額等の記載があるもの)」は、次の5項目が確認できるものに限ります。
- ①市町村民税所得割額、②市町村民税均等割額、③合計所得金額、④公的年金等収入額、⑤公的年金に関する雑所得
- 市町村の税務窓口で証明書を交付請求する時に、これらの項目が表示されたものが必要であることを申し出てから交付請求してください(特に非課税証明書については、御留意ください。)
- 本人以外が請求する際は、市町村によっては「委任状」が必要となる場合があります(御不明の場合は、この書類を市町村の税務窓口に提示してください。)
- 「取得可能予定日」は4月上旬時点の情報です。取得可能予定日が変更になる可能性がありますので、確定情報及び詳細は各市町村のホームページ等で御確認ください。

受付機関名	市町村名	住民税が「非」課税であることを証明する書類の名称	住民税が課税されていることを証明する書類の名称	取得可能予定日(参考)
仙南保健所	白石市	非課税証明書	課税証明書	6月13日以降
	角田市	非課税証明書	課税証明書	6月13日以降
	蔵王町	町民税・県民税非課税証明書	町民税・県民税課税証明書	6月13日以降
	七ヶ宿町	非課税証明書	住民税課税証明書	6月13日以降
	大河原町	町民税・県民税非課税証明書	町民税・県民税課税証明書	6月16日以降
	村田町	町・県民税非課税証明書	町・県民税課税証明書	6月13日以降
	柴田町	非課税証明書	課税証明書	6月13日以降
	川崎町	所得・課税・扶養証明書	所得・課税・扶養証明書	6月13日以降
	丸森町	非課税証明書	所得課税証明書	6月13日以降
塩釜保健所	塩竈市	市県民税非課税証明書	市県民税課税証明書	6月中旬以降
	多賀城市	非課税(所得)証明書	課税(所得)証明書	6月10日以降
	松島町	所得課税証明書	所得課税証明書	6月12日以降
	七ヶ浜町	非課税証明書	課税証明書	6月中旬以降
	利府町	町県民税非課税証明書	町県民税課税(所得)証明書	6月10日以降
塩釜保健所岩沼支所	名取市	所得・非課税証明書	所得・課税証明書	6月11日以降
	岩沼市	市・県民税非課税証明書	市・県民税課税証明書	6月13日以降
	亘理町	非課税証明書	課税(所得)証明書	6月13日以降
	山元町	町・県民税所得課税証明書 ※非課税証明書は利用できません。	町・県民税所得課税証明書	6月17日以降
塩釜保健所黒川支所	富谷市	非課税証明書 ※課税証明書を御選択ください。	課税証明書	6月20日以降
	大和町	非課税証明書 ※課税(非課税)証明書を御選択ください。	課税証明書	6月16日以降
	大郷町	町県民税課税証明書	町県民税課税証明書	6月13日以降
	大衡村	非課税証明書	課税証明書	6月10日以降
大崎保健所	大崎市	課税(住民税決定)証明書 ※非課税証明書は利用できません。	課税(住民税決定)証明書	6月11日以降
	色麻町	非課税証明書	課税証明書	6月10日以降
	加美町	非課税証明書	課税証明書	6月16日以降
	涌谷町	非課税証明書	課税証明書	6月17日以降
	美里町	課税証明書 ※非課税証明書は利用できません。	課税証明書	6月16日以降
大崎保健所栗原支所	栗原市	所得課税証明書	所得課税証明書	6月中旬以降
石巻保健所	石巻市	市民税・県民税非課税証明書	市民税・県民税課税証明書	6月10日以降
	東松島市	市・県民税非課税証明書	市・県民税課税証明書	6月13日以降
	女川町	課税証明書 ※非課税証明書は利用できません。	課税証明書	6月1日以降
石巻保健所登米支所	登米市	市・県民税非課税証明書	市・県民税課税証明書	6月13日以降
気仙沼保健所	気仙沼市	所得・非課税証明書 ※非課税証明書は利用できません。	所得・課税証明書	6月13日以降
	南三陸町	課税証明書 ※非課税証明書は利用できません。	課税証明書	6月13日以降

様式第2号

1 患者情報

(1) 住所・氏名

記載例

住所
・
氏名〒986-0850
石巻市あゆみ野三丁目7番地
宮城 太郎 様

- この欄には、現在の受給者証の住所・氏名を印刷しています。
- 変更がある場合は、下の欄に住所・氏名を記入願います。

○上記の住所・氏名から変更がある場合は以下に記入願います。

変更後の 患者住所 ・氏名	フリガナ 住所	〒	上記の住所・氏名から変更がない場合は、 この欄は記入不要です。 (変更がある場合のみ記入する。)
	フリガナ 氏名		

(2) その他の患者情報

生年月日	年齢	電話番号1(日中連絡可能)	電話番号2(1以外に連絡可能)
平 令 4年 5月 5日		080-1234-5678	022-123-456

2 受給者証情報の変更

受給者証等を確認し、「あり(はい)」か「なし(いいえ)」を「○」で囲んでください。

(1) 保険証情報に変更がありますか? → あり なし ※変更がある場合は以下に記入願います。

変更後の 保険証情報	保険者名	〇〇健康保険組合	保険者番号	1234567
	被保険者氏名	宮城 化子	記号・番号・校番	宮54 98765 01

現在の受給者証から、保険証情報に変更がない場合は記入不要です。(「なし」に○)

(2) ((1)保険証の情報に変更がある場合)更新後の受給者証とは別に、保険変更の内容を書き換えた令和7年9月30日までの受給者証の発行を希望しますか? → はい・いいえ

※お急ぎで現在の受給者証への保険情報変更(書換え)が必要な場合は、管轄保健所等の窓口で手続きをお願いします。

(3) 【患者が18歳未満の場合のみ】保護者の住所・氏名・電話番号に変更がありますか? → あり・なし

変更後の 保護者 の情報	住所	〒		
	フリガナ 氏名	続柄	電話番号(日中連絡可能)	

(4) 患者住所以外のあて先に受給者証の送付を希望しますか? → はい・いいえ

※「はい」の場合は以下に記入願います。なお、送付希望先の住所が上記1(1)の患者住所と同じ場合「住所」欄は記入不要です。

患者住所 以外の 送付先	住所	〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目9番1号		
	フリガナ 氏名	宮城 次郎	弟	080-9876-5432

患者宛てに送付する場合は記入不要です。(「いいえ」に○)

3 提出の医療意見書

医療意見書の最後のページから記入してください。

医療意見書を作成した医療機関名	医療意見書の記載年月日
〇〇〇〇〇〇病院	令和 7 年 6 月 30 日
	令和 年 月 日

